

令和8年度 第5回 介護保険事業者連絡会次第

令和8年9月17日（水） 16時00分～

於：飯田文化会館 1階展示室

1 開会

2 連絡・報告事項等

- (1) 認知症講演会について（基幹包括支援センター係）
- (2) 認知症高齢者等身元確認 QR コードシール活用事業の対象と申請について（基幹包括支援センター係）
- (3) 通所型サービス・活動B事業の対象者基準について（基幹包括支援センター係）
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドブックの更新について（基幹包括支援センター係）
- (5) 令和8年度飯田市の介護予防を考える研修会について（基幹包括支援センター係）
- (6) 障害者総合支援法による補装具と介護保険法における福祉用具の適用関係について（介護保険係）
- (7) 加算等に係る体制届の提出期限等について（介護保険係）
- (8) 【長野県介護支援課】長野県国民健康保険団体連合会が実施する相談・苦情処理業務に関する受付状況について（介護認定支援係）
- (9) 【長野県介護支援課】スポットワークを活用した「介護助手」導入&利用手数料補助セミナーのアーカイブ動画について
- (10) 【厚生労働省・国保中央会】ケアプランデータ連携システム活用セミナーの開催について
- (11) 【いいだ成年後見支援センター】令和8年度南信州成年後見地域連携ネットワーク研修会について

3 事業者からのお知らせ

4 その他

5 閉会

◆次回以降の連絡会：

○令和8年 10月22日(木) 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

○令和8年 11月 開催休止

1 認知症講演会について（基幹包括支援センター係）

【別紙1】飯田市認知症講演会チラシ

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話 0265-22-4511（内線）5758

2 認知症高齢者等身元確認 QR コードシール活用事業の対象と申請について（基幹包括支援センター係）

【別紙2】飯田市認知症高齢者等身元確認QRコードシール活用事業について

認知症高齢者等身元確認QRコードシール活用事業において、改めて対象者の目安と申請について別紙のとおりお示しします。申請を希望される方には、事前にご家族から長寿支援課までご連絡いただき、予約制での申請となることをご案内ください。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話 0265-22-4511（内線）5758

3 通所型サービス・活動B事業の対象者基準について（基幹包括支援センター係）

【別紙3】R8.8.17 事業者連絡会 通所型サービス活動B 対象者基準

通所型サービス・活動B事業について、利用者の安全確保と地域住民が担うサポーターによる安定的な運営のために対象者の一定程度の基準を設けました。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話 0265-22-4511（内線）5758

4 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドブックの更新について（基幹包括支援センター係）

【別紙4】介護予防・日常生活支援総合事業ガイドブックの更新について

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドブックにQ&Aを追加しました。よくある問い合わせをまとめているので、ご確認ください。

また、受託の場合の介護予防ケアマネジメントについて、事業対象者（要支援2相当）と軽度者の介護認定申請後の総合事業についての問合せが増えております。

申請前の注意点について確認のうえ、申請いただくようお願いします。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係
電話 0265-22-4511（内線）5758

5 令和8年度飯田市の介護予防を考える研修会について（基幹包括支援センター係）

【別紙5】R8 飯田市の介護予防を考える研修会 チラシ

介護予防・日常生活支援サービス事業 通所型サービス事業所の職員の皆様を対象として、昨年度に引き続き別紙のとおり研修会を計画しました。各施設から1名程度のご参加をお願いいたします。

研修参加対象者

- ・介護予防・日常生活支援サービス事業 通所型サービス事業所職員
- ・地域包括支援センター職員
- ・指定居宅支援事業所の介護支援専門員

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係 担当 佐藤
電話 0265-22-4511（内線 5782）

6 障害者総合支援法による補装具と介護保険法における福祉用具の適用関係について（介護保険係）

【別紙6】介護保険最新情報 Vol. 1542 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給制度と介護保険制度の適用関係等について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5764）

7 加算等に係る体制届の提出期限等について（介護保険係）

【別紙7】＜参考＞（別紙1－1－2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

飯田市が指定する事業所で、新たに加算を算定する場合や算定する加算を変更する場合は、以下のとおり届出書の提出をお願いします。

また、「L I F Eへの登録」の有無の変更や、「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」の有無の変更などは、加算の算定又は変更の際に、届出書の提出が必要であることを見落とされがちです。これを含め、届出が行われておらず、届出様式（(3)に記載）中の「一覧表」のチェック内容が一つでも異なっている場合、届出内容と実際の算定状況が一致せず、全利用者分の請求が返戻となる恐れがありますので、確実に届出をお願いします。

(1) 飯田市に提出が必要なサービス種別

- ・地域密着型サービス
- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）
- ・基準該当サービス

(2) 提出期限

- ・在宅系サービス：算定開始前月 15 日まで
- ・入所系サービス：算定開始月 1 日まで

※入所系についても前月 15 日までの提出にご協力ください。

(3) 提出書類（※サービス種別により様式は異なります。）

ア 体制等に関する届出書

イ 体制等の状況一覧表

ウ 添付書類（算定する加算等により異なります。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。）

※様式は飯田市ウェブサイト（ページ ID：0180468）に掲載しています。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話 0265-22-4511（内線 5761）

8 【長野県介護支援課】長野県国民健康保険団体連合会が実施する相談・苦情処理業務に関する受付状況について

【別紙 8】令和 8 年度 苦情（相談）受付・経過状況

【問合せ先】

長野県健康福祉部介護支援課

電話 026-235-7121

9 【長野県介護支援課】スポットワークを活用した「介護助手」導入&利用手数料補助セミナーのアーカイブ動画について

【別紙 9】伴走支援・手数料補助を行いながら、人材確保をサポート・介護事業者向け説明会

【問合せ先】

長野県健康福祉部介護支援課

電話 026-235-7129

10 【厚生労働省老健局高齢者支援課】ケアプランデータ連携システム活用セミナーの開催について

【別紙 10】介護保険最新情報 Vol. 1543 ケアプランデータ連携システム活用セミナーの開催に

ついて

【問合せ先】

ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

(ウェブサイト URL) <https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

11 【いいだ成年後見支援センター】令和 8 年度南信州成年後見地域連携ネットワーク研修会について

【別紙 11】成年後見制度改正のポイント

【問合せ先】

いいだ成年後見支援センター

電話 0265-53-3187

〈飯田市認知症講演会〉

長野県委託事業 若年性認知症支援コーディネーター設置推進事業

みんなで考えよう

「認知症とともに良く生きる」とは

Living well with dementia



認知症になっても、工夫しながら自分の人生を選び続けることはできる——そう語る丹野さん自身も、進行への不安や恐怖と、日々向き合っています。「大丈夫」と言い切れない現実の中で、それでも良く生きるとはどういうことか。当事者・家族・専門職、それぞれの立場から、みんなで一緒に考える講演会です。

丹野 智文 さん プロフィール

1974年宮城県生まれ。東北学院大学卒業後、ネットヨタ仙台入社。トップセールスマンとして活躍中の2013年、若年性アルツハイマー型認知症と診断される。診断後は営業職から事務職に異動し勤務を続け、現在は認知症への社会的理解を広める活動が仕事になっている。2015年より、認知症当事者のためのもの忘れ総合相談窓口「おれんじドア」を開設、実行委員会代表。精力的に自らの経験を語る活動に力を入れている。

日にち 2026年10月25日(日)

時間 本人ミーティング／10:00～11:30(若年性認知症の本人、家族のみ)
講演会／13:00～15:20(開場12:30)

会場 社会医療法人 栗山会飯田病院 ロビー

午前：丹野さんを迎えての「本人ミーティング南信州」
午後：丹野さんの講演 + シンポジウム

※午前の『本人ミーティング』は、気兼ねなくお話しいただけるよう、ご本人様とご家族様のみの参加とさせていただきます。

定員先着
150名

参加費
無料

申し込み・事務局

【社会医療法人栗山会 飯田病院認知症疾患医療センター】

電話：代表 0265-22-5150（内線 3111 担当：伊藤）

FAX：0265-22-3167

主催 認知症の人と家族の会 長野県支部／
社会医療法人栗山会 飯田病院 認知症疾患医療センター

後援 飯田市

お申し込み方法は裏面を
ご覧ください→



10月25日開催
「みんなで考えよう 認知症とともに良く生きるとは」

参加申込用紙

資料の準備等がありますので、参加ご希望の方は、
下枠をご記入いただき、この用紙をFAXしてください。

- ☐ 午前の本人ミーティングのみ参加 ☐ 午後の講演会のみ参加
☐ 両方参加

参加方法	個人 ・ グループ	グループ人数(人)
氏名(グループまたは代表者)		
住所		
電話番号		

【社会医療法人栗山会 飯田病院 認知症疾患医療センター】



0265-22-3167



0265-22-5150 (内線3111 担当:伊藤)

※申込締切：10月10日(土) 先着順受付で、定員(150名)に達し次第、
受付を終了します。

※当日、キャンセルの場合は、ご連絡の必要はありません。

※お電話で申し込まれる場合は、上記の内容をお伝えください。

※午前の『本人ミーティング』は、気兼ねなくお話しいただけるよう、
ご本人様とご家族様のみの参加とさせていただきます。

飯田市認知症高齢者等身元確認QRコードシール活用事業について

基幹包括支援センター係

1 対象について

認知症高齢者の方のうち、現状では以下のような方を想定しています。

- ・行動範囲が広く、捜索が広範囲に及ぶ可能性がある
- ・下記のような徘徊防止対策を講じても、防止できない状況にある
利用しているサービスの調整、玄関やドアの対策、GPS 機器の活用、隣近所の方の協力による見守り体制、本人のプライバシーに配慮した身元確認ができる持ち物など
- ・家族等が必ず迎えに来られる方、スマートフォンで通知等に対応できること
- ・行動範囲内の住民や店舗などに本事業を利用していることの周知と協力を依頼できること

2 申請前のお願い

利用希望されている方には、まずご家族から長寿支援課へ連絡するようお願いください。

- ・申請は、予約制です。
- ・基本的にはご家族が書類の作成をお願いします。
- ・申請受付窓口は、長寿支援課A11窓口のみです。
各地区自治振興センターでは、受付できませんので、案内しないでください。
- ・ご家族には、申請時とシールの交付時の2回来庁いただきます。(決定者の場合)

3 申請書類の追加について

対象者の状況を把握するため、様式第7号 生活状況確認シートを新規追加しました。

申請書類等をご案内する際は、ご注意ください。

飯田市ウェブページ ID : 0140796

問合せ

長寿支援課基幹包括支援センター係

電話 0265-22-4511 内線 5758

飯田市介護予防・生活支援サービス事業

通所型サービス・活動B「体操フォロー教室」の対象者の基準について

飯田市長寿支援課

1 主旨

通所型サービス・活動B「体操フォロー教室」は、平成28年住民主体の介護予防教室として開始し、10年が経過しました。長年利用している方の中には、心身機能の低下があっても、これまでと同様に教室の利用を希望する方がおり、安全確保のため住民サポーターによる個別援助が必要な状況が見受けられます。

このため、「体操フォロー教室」の対象者の基準を一定程度定め、利用者が自分自身の心身の状態に応じた、安全かつ適切な介護予防サービスの利用を選択できるように支援します。

2 対象者の基準

項 目	「体操フォロー教室」対象者の基準(すべてに該当)
集団体操への適応	・集団体操において、指導者を見ながら1人で運動ができる。
体力	・教室参加の翌日も疲労が残らず、通常と同様に生活を送ることができる。
認知面	・集団活動の指示理解ができる。 ・体操フォロー教室の日程を理解し、当日の準備が自立している。 ・履いてきた自分の靴が理解できる。
ADL 日常生活動作	・ふらつくことがなく、1人で安全に会場内を歩くことができる ・トイレ動作が1人でできる ・自分で靴の脱ぎ履きができる。

3 基本チェックリストによる基準

項 目	「体操フォロー教室」対象者の基準(すべてに該当)
基本チェックリスト	・運動機能の項目8「15分歩行」が問題なくできる。 ・認知機能の項目19「電話」=「はい」 項目 20「日にち」=「いいえ」 ・教室利用開始時と比較し、運動機能、認知機能の項目の点数が、維持または改善している。(継続参加者のみ)

4 基準の運用

- (1) サポーターは「2 対象者の基準」に該当しない利用者について、担当する地域包括支援センターへ状況を相談する。
- (2) 地域包括支援センターは利用者の状況をアセスメントし、対象者の基準に該当しないと判断した場合は、本人や家族の意向を確認しながら、利用者の状態に適したサービス提案を行う。
- (3) (2)によりサービスの調整が困難になると推測される場合には、地域包括支援センターは長寿支援課の理学療法士と同行訪問し、基本チェックリストや日常生活動作に関して、前回からの変化についてアセスメント及び評価を行い、利用者にとってより効果的な介護予防サービスを提案する。

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドブック更新について（R8.9月）

R8.9月事業者連絡会

1 介護予防ケアマネジメントにおける基本チェックリストについて ガイドブック P. 22-24

(1) 提出のタイミング

初回以降で状態変化があったときは、実施及び提出をお願いします。また、サービス変更がある場合も提出してください。事業対象者認定は受けたもののサービス利用がない方について、新たにサービス開始する場合は、状態に変化があったものとみなし、介護予防ケアマネジメント依頼届出書と併せて提出をお願いします。

(2) 居宅介護支援事業所が介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託する場合

- ・地域包括支援センターへの提出書類について確認をお願いします。
- ・事業対象者としての認定がされていない事例が多発しています。指定のタイミングで基本チェックリストを実施の上、地域包括支援センターへの提出をお願いします。
- ・サービス担当者会議についての開催義務はありませんが、ご利用者様の状態や目標の達成度を共有する場として適宜実施してください。

2 総合事業についての Q&A 追加について ガイドブック P. 43

各事業所からの問合せ内容をもとに、よくある問合せ項目を Q&A として追加しました。

(1) 事業対象者（要支援 2 相当）の方の要介護認定申請について

週 2 回サービス利用している方が、申請を行う場合は、アセスメントと事前説明を十分に行ってください。認定結果が要支援 1 となった場合、週 2 回のうち 1 回は自費となります。

必ず申請前に利用者へは、結果により利用回数が減少する可能性や自費利用が発生する可能性があることを十分に説明したうえで、申請手続きを進めてください。

(2) 軽度者の新規申請について

申請後は、申請期間中に事業対象者として認定することは出来ません。

申請の手続きを進めるにあたり、総合事業を利用する可能性があるのかも含め、十分なアセスメントをお願いします。利用の可能性がある場合は、基本チェックリストの実施、暫定プランの作成、介護予防ケアマネジメントを行ってください。

利用者には、自費利用の発生する可能性を含め、十分にご説明の上、総合事業の利用をご検討ください。

毎日の足のお手入れが大事！

参加者大募集！

「自立した生活を送るために ずっと歩ける足を守ろう！」

利用者様の
変形した爪や
外反母趾
どうしたらいいの？

足の生活習慣病ってなに？

予防のために
何をしたら
いいの？



通所型サービス事業を実施している事業所の皆様を対象に、介護予防のための足の生活習慣病対策について、いつまでも歩ける足を守るための具体的な方法と運動についての研修会を企画しました。ぜひ多くの皆様のご参加をお待ちしております。

○日時 令和8年 10月21(水) 13:00~14:30

(受付開始 12:45~)

○会場 飯田市勤労者福祉センター3階研修室

○内容 講義研修 『5つのほ』で足の生活習慣病対策(60分)

講師 飯田病院 循環器内科 竹内 和航 医長

実技研修 足の生活習慣病予防のための運動(20分)

講師 飯田市長寿支援課 佐藤博之 理学療法士

○お申込み 必要事項を入力し、メールでお申し込みください。

宛先 kaigo@city.iida.nagano.jp (長寿支援課)

件名 10月21日 介護予防研修会 申し込み

必要事項 ①氏名 ②所属 ③職種

○申し込み期限

10月7日(水)



運動靴、
運動のできる
支度で
参加してくだ
さい！



<お問い合わせ>

飯田市長寿支援課 基幹包括支援センター係 電話 0265-22-4511(内線 5782)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく補装具費支給制度と介護保険制度の適用関係
等について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1542

令和8年9月10日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)
FAX：03-3595-3670

事務連絡
令和 8 年 9 月 10 日

各都道府県 $\left(\begin{array}{l} \text{障害保健福祉主管部(局)} \\ \text{介護保険主管部(局)} \end{array} \right)$ 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局高齢者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく補装具費支給制度と介護保険制度の適用関係等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく補装具費支給制度と介護保険制度の適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「平成 19 年通知」という。）において示しているところである。

今般、この取扱いについての実態を把握するため、一部の地方公共団体に対して調査を実施し、その結果を踏まえ、補装具と福祉用具とで重複する種目の利用を検討している者から利用種目について相談があった場合等における留意事項について、下記のとおり、改めてとりまとめたことから、各都道府県におかれては、内容について御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用について遺漏のないようにされたい。

記

1. 平成 19 年通知及び今般の調査の趣旨

平成 19 年通知においては、「介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状

況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。」と示している。

上記の適用関係に係る取扱いについての実態を把握するため、一部の地方公共団体に対して、身体障害者手帳を所持する介護保険被保険者から、介護保険優先原則が適用される補装具（障害福祉サービスにおける自立支援給付）と福祉用具（介護保険）とで重複する種目の利用に関する相談があった場合等における原則的な対応方針について調査したところ、以下のような事例が確認された。

- ・ 自治体において、相談者が介護保険被保険者になる前の補装具利用実績を確認していない
- ・ 問合せのあった場合のみ、当該相談者に対し、介護保険優先原則に係る説明（介護保険被保険者であっても、法に基づく補装具費支給制度を利用できる場合がある旨の説明を含む）をしている
- ・ ケアプラン作成過程において、介護支援専門員や福祉用具専門相談員が補装具の適用が適切と判断した場合の対応（介護保険担当又は障害福祉担当のいずれに相談すべきか等）について、指導していない

2. 今後の対応に当たっての留意事項

上記の調査結果を踏まえ、補装具と福祉用具とで重複する種目の利用を検討している者から利用種目について相談があった場合等において留意すべき点について、改めて、以下のとおり整理したため、各都道府県担当部局におかれては、適切に対応いただきたい。

- (1) いずれの利用要件にも該当する者から相談があった場合において、最終的に、補装具又は福祉用具のどちらの利用を希望するかは、相談者・利用者本人の判断となるが、例えば、介護保険部署に相談があった場合においても、当該者に対して、介護保険被保険者になる前の補装具利用実績を確認することは、介護保険被保険者となった後も補装具の利用が適する者である（医師や身体障害者更生相談所等が身体状況に個別に対応することが必要とされる障害者、すなわち、標準的な既製品ではなく、オーダーメイド等により個別に製作する必要がある障害者である）可能性を把握するきっかけになり、重要であること。
- (2) 介護保険被保険者が、障害福祉サービスにおける自立支援給付の対象となる障害者にも該当することとなった場合や、障害福祉サービスの自立支援給付の対象となる障害者が介護保険被保険者になった場合などにおいて、要件を満たした場合には、補装具と福祉用具のどちらに

についても利用が可能であることについて、当該者本人に認識いただいた上で、どちらの利用を希望するか適切に判断いただくためにも、介護保険優先原則に係る説明（介護保険被保険者であっても、法に基づく補装具費支給制度を利用できる場合がある旨の説明を含む）を行うことも重要であること。

- (3) また、補装具と福祉用具とで重複する種目に関する相談及び利用種目の選定に当たっては、上記の内容を踏まえ、当該者の身体状況や利用意向等について、ケアプラン作成過程において、必要な情報として介護支援専門員や福祉用具専門相談員といった関係職種間で共有し、検討を行うことについても求められること。

(以上)

<本件問合せ先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話：03-5253-1111 内線 3073

厚生労働省老健局高齢者支援課

電話：03-5253-1111 内線 3985

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

		事業所番号																	
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その	他	該	当	す	る	体	制	等	LIFEへの登録	割引						
各サービス共通			地域区分	☐ 1 1 級地 ☐ 3 5 級地	☐ 1 級地 ☐ 5 級地	☐ 6 2 級地 ☐ 4 6 級地		☐ 7 3 級地 ☐ 9 7 級地	☐ 2 4 級地 ☐ 5 その他		☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり						
☐ 43 居宅介護支援			ケアプランデーター連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	☐ 1 なし ☐ 2 あり								☐ 1 なし ☐ 2 あり							
			特別地域加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり															
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当 ☐ 2 該当															
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	☐ 1 非該当 ☐ 2 該当															
			特定事業所集中減算	☐ 1 なし ☐ 2 あり															
			特定事業所加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ ☐ 4 加算Ⅲ ☐ 5 加算A															
			特定事業所医療介護連携加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり															
			ターミナルケアマネジメント加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり															
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり															

令和8年度 苦情（相談）受付・経過状況

1. 月別件数

単位：件

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談	8	8	9	13	4								42
苦情													
合計	8	8	9	13	4								42

2. 内容別状況

(1) 相談等の内容

単位：件

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保険料													
介護認定													
居宅サービス	4	4	3	8	2								21
施設サービス	1	1		2									4
地域密着型サービス		2	1	1									4
その他	3	1	5	2	2								13
合計	8	8	9	13	4								42

(2) 苦情の内容

単位：件

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保険料													
介護認定													
居宅サービス													
施設サービス													
地域密着型サービス													
その他													
合計													

3. 経過状況

(1) 相談等の経過

単位：件

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当日終了	8	8	8	13	4								41
翌日以降終了			1										1
未終了													
合計	8	8	9	13	4								42
前未終了分終了													
前未終了分未終了													

(2) 苦情の経過

単位：件

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当日終了													
翌日以降終了													
調査中													
合計													
前未終了分終了													
前未終了分未終了													

令和8年度 介護保険苦情（相談）取扱状況

（令和8年4月～令和9年3月）

番 号	受付年月日	内 容	取扱区分
1	8年4月 1日	デイケア中に転倒した際の対応について	相談
2	8年4月 3日	特養の資料で不審に思ったこと等はどこに相談したらいいのか	相談
3	8年4月 6日	事業所からショートステイの契約を断られたことについて	相談
4	8年4月 8日	ヘルパーの泥棒を警察に届けろと言われるが言えなくて困っている	相談
5	8年4月14日	国保連合会の相談窓口の役割について	相談
6	8年4月16日	内容証明を送ったが何の動きもない	相談
7	8年4月23日	サービス付き高齢者向け住宅の請求書について	相談
8	8年4月30日	介護保険証の再発行について	相談
9	8年5月19日	前居宅介護支援事業所からの言いがかりへの相談窓口について	相談
10	8年5月20日	ケアマネが月1回自宅訪問していない等の相談先について	相談
11	8年5月21日	特別養護老人ホームから二重の請求を受けている	相談
12	8年5月22日	小規模多機能居宅介護のケアマネ等に対する苦情	相談
13	8年5月22日	介護施設でズボンが何着か無くなっている	相談
14	8年5月26日	ヘルパーがテレビを壊したことへの事業所の対応について	相談
15	8年5月28日	虐待の相談窓口について	相談
16	8年5月29日	ケアマネの交代を知らされず担当者会議の開催もなかった	相談
17	8年6月 9日	ヘルパーが自ら手を出して猫に噛まれた場合の治療費負担について	相談
18	8年6月 9日	母が入っている施設では説明を求めても説明をしてくれない	相談
19	8年6月10日	お金の使い方を誤る等の金銭管理についての相談窓口はどこか	相談

20	8年6月18日	デイサービスの送迎の介護職員の言動は許されるものなのか	相談
21	8年6月19日	ケアマネに入院の連絡を忘れたことが契約解除の理由になるのか	相談
22	8年6月19日	有料老人ホーム職員からのいじめに関する相談先について	相談
23	8年6月23日	ケアハウスで部屋の物が盗まれることについて	相談 (文書)
24	8年6月26日	ケアマネに私自身の事を勝手に全部決められてしまう	相談
25	8年6月30日	グループホームの利用者の褥瘡が重度化するまでの対応について	相談 (メール)
26	8年7月 2日	ケアマネのことや介護全般の相談ができる窓口を知りたい	相談
27	8年7月 3日	家内が通所リハでケガをしたことへの治療費支払いについて	相談
28	8年7月 6日	母が入っている特養を替わることにについて	相談
29	8年7月 6日	訪問看護師からお風呂に入れられないと言われたことについて	相談
30	8年7月 8日	訪問看護事業所の緊急時訪問看護加算について	相談
31	8年7月 9日	住所地特例対象者の苦情相談窓口について	相談
32	8年7月16日	グループホームでの事故後の対応について	相談
33	8年7月16日	突然の介護医療院閉鎖について	相談
34	8年7月17日	利用者の妻からの苦情についての情報提供	相談
35	8年7月22日	特定施設が新聞沙汰になった内容を教えてほしい	相談
36	8年7月24日	ショートステイ先での訪問看護の利用について	相談
37	8年7月27日	市民からの相談内容を国保連合会で受けてもらえるかの確認	相談
38	8年7月29日	介護付き有料老人ホームで情報共有や報告等がないことについて	相談
39	8年8月24日	(医療保険での) 訪問看護師の対応について	相談
40	8年8月27日	訪問介護の所要時間枠を知らず高い料金を払ったことについて	相談
41	8年8月31日	市の職員の対応に納得できないので指導してほしい	相談
42	8年8月31日	ケアマネの私的な事情で締め切りを決めていいものなのか	相談

- 伴走支援・手数料補助を行いながら、人材確保をサポート -

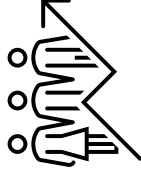
介護事業者向け説明会

主催（委託元）：長野県 / 運営：株式会社タイミー



本事業の目的

- ①介護未経験者でも担える「業務の切り分け」による業務見直し・効率化を図る
- ②スポットワークの活用による「介護現場の負担軽減」
- ③未経験者に介護職の経験をしてもらう「機会の創出」



未経験者の介護現場への入職（直接雇用）を最終目的としています



直接雇用につながったかをアンケート等にて測定させていただきます。

スポットワーク（タイミー）のサービス

従来の求人サイトでも派遣とも違い、「働きたい時間」と「働いてほしい時間」のマッチングサービス。
面倒な労務管理の手間もなく、必要な時に素早く人材調達を可能とします。



雇用時に発生する手続きを電子化・自動化し、**労務管理を大幅に効率化**

求人掲載

雇用契約

勤怠管理

給与計算

給与支払

事業の流れ

2026年9月～2027年2月（実証・マッチング期間）

2027年2月～3月



01. 実証申込

申込フォームでの受付
（銀行口座の登録など）



[申込フォームリンク](#)

※スマートフォン等で
読み取って申請してください



02. 支援

業務切り出し支援



03. マッチング

求人募集・マッチング



マッチング後
ワーク
アンケート



マッチング後
ご請求



04. アンケート

事業者アンケート



05. 支払

補助金お支払い
（手数料の返還）

補助について

本事業にご参加される事業者に対して、本事業の受託者（株式会社タイミー）を通じて、長野県から、マッチングに係る手数料の補助を行います。

補助対象経費

- 本事業の受託者（スポットワーク雇用仲介事業者）に支払う手数料（サービス利用料）
※ワーカーへの給与自体は各事業所にてご負担ください。

対象期間

- 2026年9月1日から2027年2月28日
※当該期間に「稼働」した求人が対象

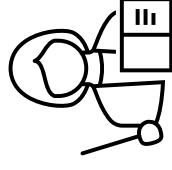
上限額

- 1 事業所あたり5万円または10万円（詳細は次ページ）
※回数（稼働数）の制限はなし

補助について（詳細）

新規利用の場合

- 「タイミー」を初めて利用
- 「タイミー」に登録はしたが、求人募集はしたことがない
- ➡ 1事業所あたり **10万円**まで手数料が無料に



始めてみる
チャンスです

既存利用の場合

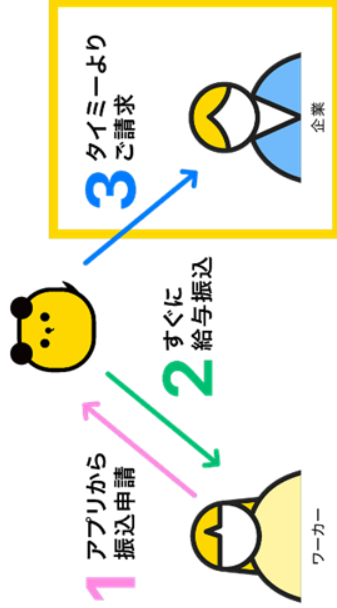
- 「タイミー」をすでに利用し、求人募集をしたことがある
- ➡ 1事業所あたり **5万円**まで手数料が無料に



既存利用の
場合も補助あり

タイミーは完全成果報酬型

手数料は実際に働いた時間分のみ発生。
(月末締め 翌月末払い)



初期費用・月額費用・掲載費用一切なし

本事業ではこの手数料が
無料で活用できます！

システム手数料

交通費を含む
合計報酬額の
30%

- 振込関連手数料：1人あたり220円
- 交通費：支給有無の選択が可能

例1

時給1,000円・勤務7時間・交通費500円の場合
(報酬：7,500円) + (利用料：7,500円×30%=2,250円) + (振込関連手数料：220円) + (消費税：225円) = 総額10,195円

例2

時給1,000円・勤務4時間・交通費500円の場合
(報酬：4,500円) + (利用料：4,500円×30%=1,350円) + (振込関連手数料：220円) + (消費税：135円) = 総額6,205円

対象事業者

- 指定介護サービス事業者
 - ただし、介護サービスのうち、福祉用具貸与、福祉用具販売、住宅改修は対象外となります。
- 社会福祉法人、医療法人、民間事業者・NPO法人。
ただし、自治体が運営する事業者は除きます。
- タイミーから依頼のある「アンケート（ワーカー・事業者）」にご協力いただいただけ**の事業者**

※ 事業者の規模は問いません。

※ **すでにタイミーにアカウント登録され、募集された実績がある事業者も対象になります（ただし上限額が異なる）。**

※ **同一法人、複数事業所（施設）で申請ができます。**

※ 詳細の要件は、「事業申し込みフォーム（参加申込にあたっての同意事項等について）」に記載されています。

対象職種・対象求人

- タイミーのプラットフォームを活用して、マッチングした求人
- 就業場所が長野県内の求人
- 介護員、介護助手の仕事に関するもの
 - 利用者の送迎時の運転、食事時の配膳や盛り付け、バックヤード業務の業務についても対象
 - 施設管理者、医療系スタッフ（看護職員、機能訓練指導員、医師、薬剤師）、老人福祉施設指導専門員などは対象外
- 「未経験者」を対象に、周辺業務を内容とする求人
 - 「有資格者」を中心とする求人は除きます。例えば、求人に「有資格者限定」や「有資格者歓迎」などの記載がある求人については、**補助の対象外**
 - 「未経験者」も対象にした求人に、結果として、有資格者・経験者がマッチングした場合は補助対象
 - 「介護の周辺業務」については、有資格者以外でも対応ができる業務をいいます

(参考) スポットワークとは

有償ボランティアとの比較

スポットワークは、雇用契約を結びながら働くものです。

事業者にとっては「指揮命令ができること（故に対応可能な業務範囲が広いこと）」
働き手にとっては「最低賃金が保障されること」「労働法によって保護されること」などのメリットが生まれます。

	契約形態	報酬	拘束性	指揮命令	保障の有無	中介事業者 への規制
スポットワーク (雇用)	雇用契約	賃金 (時給)	雇用契約に基 づき、労働時 間等が決まっ ている	あり	賃金支払義務 労災 最低賃金保障 休憩時間 割増賃金 etc.	職業安定法 (職業紹介規制等)
有償ボランティア	請負契約 or 委任契約	報酬	作業時間、休 憩、帰宅時間 等をボランティアが 自由に決定	なし	基本的になし	特になし

厚生労働省事務連絡（平成30年7月27日）「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000340865.pdf>

「一部の事業所において、社会参加の活動の一環として、外部の企業等と連携した有償ボランティアの活動に取り組んでいる事例が見受けられるところですが、有償ボランティアに参加する利用者についても、個別の事業ごとに活動実態を総合的に判断し、利用者と外部の企業等との間に使用従属関係が認められる場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者に該当するものとして、労働基準関係法令の適用対象となります。」

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

ケアプランデータ連携システム活用セミナー
の開催について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1543

令和8年9月11日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111（内線 3997・3876）

FAX : 03-3595-2888

事 務 連 絡
令和8年9月11日

都道府県介護保険担当課（室）
各 市町村介護保険担当課（室） 御中
介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

ケアプランデータ連携システム活用セミナーの開催について（周知依頼）

平素より介護保険行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、介護現場の生産性向上及び業務負担軽減を推進するため、ケアプランデータ連携システム（以下「本システム」という。）の普及促進に取り組んでいるところです。

今般、実際に本システムを活用し、業務効率化や経費削減等の成果を上げている事業所の取組事例を広く紹介することにより、本システムの利用促進及び介護WEB サービスへの移行を推進するため、「ケアプランデータ連携システム活用セミナー」を開催することとしました。

つきましては、貴管内関係団体及び介護サービス事業所等に対し、本セミナーについて周知いただくとともに、積極的な参加勧奨をお願いいたします。

記

<ケアプランデータ連携システム活用セミナーについて>

開 催 日 時：令和8年10月16日（金）13：30～15：00

実 施 方 法：YouTube ライブ（事前申込不要）

対 象 者：居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所及び地域包括支援センター
の職員

視 聴 方 法：[こちら](#)

＊ ケアプランデータ連携システム YouTube 公式チャンネルからアクセスすることも可能です。

＊ 当日の内容は、後日アーカイブ動画にて視聴可能です。

セミナー内容：以下のコンテンツを予定しています。

- ・国の施策動向及びケアプランデータ連携システムの意義
- ・居宅介護支援事業所における活用事例
- ・地域包括支援センターにおける活用事例
- ・介護サービス事業所における活用事例
- ・介護 WEB サービスへの移行に関する説明

以上

ケアプランデータ連携システムで、業務がラクに、ケアがもっと充実！

ケアプランデータ連携システム 活用セミナー

開催日時

2026年10月16日(金) 13:30~15:00

視聴方法

ケアプランデータ連携システムのYouTubeチャンネルにてライブ配信をします
(配信終了後、アーカイブ配信予定)

開始時間になりましたら、右の二次元バーコード、
もしくは以下のURLからアクセスしてください

<視聴リンク> <https://youtube.com/live/7qq2dWWiq6w>



プログラム



先行事例に学ぶ！

「実際に使っている事業所はどうやって定着させた？」

疑問や不安を解消する、成功事例&現場のリアルな声をご紹介します。

1. ケアプランデータ連携システムについて
2. 介護事業所における活用事例紹介
 - － 居宅介護支援事業所 /
株式会社トライドマネジメント
代表取締役 長谷川 徹
 - － 地域包括支援センター /
千歳市在宅医療介護連携支援センター
センター長 吉田 肇
 - － 居宅サービス事業所 / デイサービスセンター
社会福祉法人信愛報恩会みどりの樹清瀬
施設長 國田 愛
3. 介護WEBサービスへの引っ越しについて



お問い合わせ先

ケアプランデータ連携システム
ヘルプデスクサポートサイト▼

介護情報基盤
ポータル▼



介護WEB
サービスへ
お引っ越し